

国産チーズ競争力強化支援対策事業  
(チーズ工房等における国内長期研修事業)

－ Q & A －

問1：研修先は、研修を希望する者が自分で見つけなければいけないのか？

答：原則としては、自ら探すこととしていますが、何処に研修先があるかわからない場合等、中央酪農会議に相談いただく事が可能です。まずは、気軽にお問い合わせください。

問2：研修は、最低、週何日、1日当たり何時間の研修を受けなければいけないなどの基準はあるのか？

答：そういった基準は設けていませんが、出来るだけ週5日以上、毎日一定時間の研修を受けられるのが望ましいです。

なお、研修期間中の研修日程・内容（予定）は、参加申込書に記載頂くことになっており、補助事業対象の可否を選考する際の審査項目になっていることに留意願いたいと思います。

問3：毎日、工房での仕事を手伝うことで研修を受けたことになるのか？

答：工房側では、業務としてのチーズの製造・販売を行うなかでの受け入れとなり、製造等の日常業務を行いながらの指導等になるかと思いますが、例えば、毎日、包装作業のみ行うなど、研修と言う名の労働力とならないよう配慮をお願いします。また、研修生が成果を実感できるよう、研修生としっかりと話し合い、研修計画を立てて頂きますよう宜しくお願いします。

問4：研修生は、工房（研修先）から賃金を受け取っても良いのか？

答：例えば、研修時間外に研修先の業務に従事して得た対価（賃金等）は、受け取っても構いません。賃金の額は、研修生が工房（研修先）に支払う研修費が補助金の対象となっていることに留意して設定頂きますよう、宜しくお願いします。

問5：研修期間中、賃貸アパートなどを借りる場合、敷金、礼金、仲介手数料は、補助対象になるのか？

答：なりません。家賃、共益費、管理費が補助対象となります。ガス代、水道代、電気代も補助対象となりません。

問6：研修を途中で止めた場合は？

答：以下に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。なお、研修を中止せざるを得ない状況になりそうな時は、事前に中央酪農会議にご相談願います。

- (1) 著しく研修実施計画に即した研修が行われなかったと認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 研修生の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修先の責めに帰すべき理由による場合を除く）
- (4) 農林水産省、農畜産業振興機構、中央酪農会議が定める要件等に違反したとき
- (5) 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
- (6) 中央酪農会議が定める期日までに本事業の実施上必要な書類が提出されない場合